

**平成 24 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)**

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づく工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり

実施した。

なお、立入検査を実施した延べ 377 の工場・事業場の排出水のうち 4 施設において、排水基準超過を確認したので、保健所が実施する改善指導に対し、必要に応じた汚水処理に関する技術指導を実施し、排水の水質確認検査を行った。

平成 24 年度工場・事業場立入検査結果

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
立入工場 事業場数	法対象	0	48	50	27	8	61	64	21	31	0	3	0	313
	条例対象	0	7	8	7	3	17	15	6	1	0	0	0	64
	合計	0	55	58	34	11	78	79	27	32	0	3	0	377

検査項目	人の健康の保護に関する項目(27 項目) カドミウム, 全シアン, 有機燐, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラムシマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ホウ素, フッ素 アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物												
	生活環境の保全に関する項目(13 項目) 水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, ノルマルヘキサン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 全窒素及び全燐												
	その他項目(2 項目) ニッケル及びアンチモン												
検査件数	人の健康の保護に関する項目 338 件 生活環境の保全に関する項目 1279 件 その他項目 13 件												